

日本経済の進路と戦略について

〔平成19年1月25日
閣議決定〕

日本経済の進路と戦略を別紙のとおり定める。

日本経済の進路と戦略

～新たな「創造と成長」への道筋～

平成19年1月

目 次

はじめに	1
(停滞のトンネルを抜け出した日本経済)	
(「創造と成長」による美しい国づくり)	
(「新成長経済」の姿)	
(「進路と戦略」の役割)	
(「進路と戦略」の対象期間)	
(「進路と戦略」の改定)	
(政府の諸計画等との連携)	
第1章 直面する課題と新たな可能性	4
(1) 日本経済が直面する三つの課題	4
(2) 新たな可能性を切り拓くチャンス	5
(イノベーションがもたらす成長の可能性)	
(アジアと共に成長するメカニズム)	
(新たな商品・サービスを生む消費市場)	
(3) 改革の加速・深化	6
第2章 目指す経済社会の姿	
—「新成長経済」による活力あふれる社会—	7
(1) 成長力の強化	7
(成長の加速)	
(イノベーションの力で生産性を引き上げる)	
(オープンな経済システムの構築)	
(個性と活力にあふれる地域社会の構築)	
(2) 再チャレンジ可能な社会	9
(働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会)	
(誰もが意欲と能力に応じ働くことのできる社会)	
(新たなチャレンジへの支援)	
(3) 健全で安心できる社会	10
(持続可能で信頼できる社会保障制度の構築)	
(「子育てフレンドリーな社会」と教育の再生)	
(世界の模範となる安全・安心な社会)	
(規律が機能する社会)	

- (4) 21世紀にふさわしい行財政システム 11
 - (時代に対応した行財政と政府の大きさ)
 - (地方分権と地方行財政改革)
 - (財政健全化)

第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略

- 新たな「創造と成長」への道筋— 13
- (1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革 13
 - (i) 適切なマクロ経済運営 13
 - (安定的な経済財政運営)
 - (適時適切な金融政策)
 - (ii) 生産性向上への取組 13
 - (ITとサービス産業の革新による生産性の向上)
 - (労働市場の抜本的改革)
 - (民間の活動領域の拡大、規制改革)
 - (iii) 国際競争力の強化 15
 - (イノベーションの促進等)
 - (アジアと共に成長するメカニズムの強化)
 - (制度インフラの整備による投資等の促進)
 - (iv) 成長の鍵を握る人材 16
 - (v) 地域・中小企業の活性化等 16
 - (地域の活性化)
 - (中小企業の活性化)
 - (農林水産業の強化)
- (2) 再チャレンジ可能な社会に向けて 17
 - (長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ)
 - (機会の均等化)
 - (複線型社会の実現)
- (3) 健全で安心できる社会に向けて 18
 - (i) 持続可能で信頼できる社会保障制度の構築 18
 - (社会保障の一体的改革)
 - (年金)
 - (医療・介護)
 - (生活保護・障害者施策)
 - (ii) 少子化対策の推進による「子育てフレンドリーな社会」の構築 20

(iii) 次代を担う子どもの育成	20
(iv) 安全・安心な社会に向けた環境整備 (「世界一安全な国、日本」の復活等) (災害対策、消費者の安全確保等)	21
(v) 環境問題への積極的な取組による持続可能な社会の実現	21
(vi) 文化芸術やスポーツの振興	21
(4) 21世紀にふさわしい行財政システムの構築に向けて	22
(i) 歳出・歳入一体改革の推進 (2011年度(平成23年度)に向けて) (2010年代半ばに向けて)	22
(ii) 「進路と戦略」による中期的目標の達成	22
(iii) 予算編成の原則	23
(iv) 税制改革	23
(v) 効率的な行政の推進	24
(vi) 地方分権と地方行財政改革	25
第4章 経済の将来展望	26

参考図表 1	設備年齢の推移	i
参考図表 2	生産性(TFP)上昇率の推移	i
参考図表 3	EPA(経済連携協定)の交渉等の状況	ii
参考図表 4	対外及び対日直接投資残高(GDP比)の推移	ii
参考図表 5	特定非営利活動法人認証数(累計)の推移	iii
参考図表 6 (1)	開業率の推移	iv
(2)	開業率の国際比較	iv
参考図表 7 (1)	合計特殊出生率の推移	v
(2)	合計特殊出生率の国際比較	v
参考図表 8 (1)	潜在的国民負担率(国民所得比)の推移	vi
(2)	潜在的国民負担率(国民所得比)の国際比較	vi
参考図表 9	人口20万人以上不交付団体数の現状	vii
参考図表 10	基礎的財政収支(GDP比)の推移	vii

「日本経済の進路と戦略」¹

～新たな「創造と成長」への道筋～

はじめに

(停滞のトンネルを抜け出した日本経済)

日本経済は、長い停滞のトンネルをようやく抜け出した。

バブルの崩壊後、企業は過剰な雇用と設備と債務の調整に、銀行は巨額の不良債権処理に、そして中小企業は資金繰りなどの対応に追われてきた。さらに、その過程で、国民は就職難や雇用不安といった問題に直面してきた。5年前に策定された「改革と展望」²はそうした状況の下で、まずは経済を正常な状態に近づけることを最大の目標とした。財政出動に頼らず構造改革を推進するという中期方針の下、不良債権の処理を始めとする経済社会全般にわたる改革が推進されてきた。

バブルによる“負の遺産”の処理には10年を超える時間が費やされたが、国民の多大な努力によって、今や主要行の不良債権問題は正常化し、企業が抱える“三つの過剰”もほぼ解消した。景気は2002年(平成14年)初を底として改善に向かい、地域間などで不均衡があるものの、息の長い回復を続けている。デフレからの脱却も視野に入るなど、ようやく未来への明るい展望を持つことのできる状況となった。

今や、新たな目標を設定し、それを実現するための戦略に着手すべき時である。これから取り組むべきは、日本経済の負の遺産を取り除くための改革ではなく、新しい可能性を切り拓くための改革である。同時にそれは、長期デフレの中で増加したニートやフリーター、現在も厳しい状況にある地域や中小企業など、様々な環境にある国民にとって心の通う改革でなければならない。

(「創造と成長」による美しい国づくり)

今後、我が国が目指すのは「美しい国」であり、経済社会においては「創造と成長」の実現である。

この十年余を振り返ってみると、生活には様々な変化があった。少子高齢化が一段と進み、団塊世代は定年を迎えようとしている。雇用形態

¹ 以下「進路と戦略」という。

² 「構造改革と経済財政の中期展望」(平成14年1月25日閣議決定)をいう。以下同じ。

や働き方も変化してきた。IT革命がコミュニケーションを一変させ、国際的にはアジア等との交流がより身近なものとなってきた。

こうした変化に対応して、新たな国民生活と経済社会を創造し、それを通じて成長を実現していくことが、この戦略の中核となる。

日本が少子高齢化を克服し、質の高い国民生活を維持する経済社会モデルを構築することは、今後、同様の問題に直面する各国に対する貢献にもなると考えられる。

（「新成長経済」の姿）

このような「創造と成長」を実現した経済社会、すなわち「新成長経済」を構築していく必要がある。それは以下のように、活力とチャンスと優しさを備えた経済社会である。

- ・ 自律の精神が尊重され、自由で規律ある市場の下で民間の力が十分に発揮される。イノベーション³の力と世界に開かれたシステムによって、日本経済の持つ潜在的な力が引き出される。地域社会もまた、個性を発揮し、潜在的な力が発揮される。
- ・ 努力した人が報われ、格差が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で、複線型の生き方が可能となる。そして、成長力の源泉となる「人材」の力が最大限に発揮される。
- ・ 国民一人一人が活躍するための基盤として、良好な環境や社会の安全と健全性が保たれ、信頼できるセーフティネットの下で、雇用、老後、子育てなどについて国民の安心が確保される。
- ・ 政府は経済社会の変化に柔軟に対応し、効率的にその役割を果たす。また、活力とチャンスと優しさを備えた経済社会の基盤としての行財政システムが実現される。

（「進路と戦略」の役割）

「進路と戦略」は、日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針を示すものであり、政府の政策全体に一貫した方向性を与え、整合性のとれたものとする役割を果たす。また、政府として国民に対する説明責任を果たすとともに、民間部門が経済活動を行う際の判断材料となることが期待される。

なお、「進路と戦略」の決定により、「改革と展望」は廃止される。

³ イノベーションとは、単なる「技術革新」ではなく、広く社会のシステムや国民生活などを含め、新しい技術や考え方を取り入れて経済的、社会的に大きな変化を起こし、新たな価値を生み出すことを指す。

（「進路と戦略」の対象期間）

「進路と戦略」の対象期間は、今後5年間（2007年度～2011年度（平成19年度～23年度））とする。ただし、財政健全化等に関しては、より長い期間を視野に入れている。

（「進路と戦略」の改定）

経済や財政の状況変化や新たな政策対応の必要性等に適切に対応するため、「進路と戦略」は、目標、政策対応、展望の見直しを含め、毎年度改定していくこととする。その際、PDCAサイクル（目標—実行—評価—反映）強化の観点から、前年度からの経済、財政の状況変化やその影響等についての分析を行い、改定に盛り込むこととする。

（政府の諸計画等との連携）

今後、政府が策定する中期の計画等（国土形成計画、社会資本整備重点計画等の公共事業関係計画、地方分権改革推進計画、道州制ビジョン、イノベーション25等）については、特に、「進路と戦略」と整合的なものとする必要がある。

第1章 直面する課題と新たな可能性

「新成長経済」を実現するためには、我が国が直面している課題を克服するとともに、新たに生まれつつある可能性の芽を大きく育てていかななくてはならない。

(1) 日本経済が直面する三つの課題

日本経済の現状を見ると、足下では、好調な企業部門から家計部門への波及が弱まっているなど、注意すべき点も見られる。

また、我が国が直面する課題の中で、中長期的な観点から特に重要なものとしては、以下のものが挙げられる。

①人口減少等による成長制約

2005年（平成17年）に我が国の総人口は減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなっている。さらに、「進路と戦略」の対象期間である2007年（平成19年）以降の数年間、いわゆる「団塊の世代」が60歳に達する時期にあたる。特段の取組が行われない場合には、労働力人口の急速な減少が予想される。国の基本政策として、まず出生率の低下傾向の反転に向けた努力が重要であり、また、労働力人口が減少する中においては、生産性の向上が最重要の課題であり、これを達成しなければ、潜在成長率は低下することになる。

また、地球温暖化等の環境問題の解決は、地球規模での喫緊の課題となっており、これに積極的に対応していかなければ、長期的な経済成長を制約する要因となる。

②地域間の不均衡と格差固定化への懸念

我が国経済は、息の長い景気回復を続けているが、都市と地方の間、企業規模等によって回復にばらつきがある。

また、近年の就職困難な時期を経て、フリーターなど若年層を含む非正規雇用者、さらにはニートが増加してきた。こうした状況が長期化すると、いわゆる勝ち組・負け組が固定化していく懸念がある。

③極めて厳しい財政状況

国・地方の基礎的財政収支の赤字は、2002年度（平成14年度）の

GDP比5.7%という高い水準から、2007年度（平成19年度）には同0.6%程度に改善すると見込まれるが、依然として極めて厳しい状況にある。さらに、ストック面を見ると、政府債務残高⁴GDP比は2007年度（平成19年度）141.1%程度と見込まれ、主要先進国の中でひとときわ厳しい状況となっている。

財政の現状は、将来世代へ負担を先送りする構造となっており、このような状況を放置すれば、企業部門の資本蓄積にマイナスの影響を与え、中長期的な成長に悪影響を及ぼすこととなる。

（２）新たな可能性を切り拓くチャンス

このような課題に直面する一方で、我が国を取り巻く環境を冷静に見れば、以下のような新たな成長の芽が数多く存在しており、新たな可能性が開けてきた。これを活かして、大きく育て、持続的な成長につなげていくことが大切である。さらに、上述した環境面での制約などについても、それを乗り越える技術革新等を進めることにより、逆に国際競争力を強化し、成長に結び付けることも可能である。経済成長が維持されることで、上で述べた課題の解決は容易なものとなる。逆に、経済停滞が続けば、問題は更に深刻化することとなる。その意味で、成長するエネルギーを持ち続けることが重要である。

（イノベーションがもたらす成長の可能性）

イノベーションは、人口減少下にある我が国において、経済成長を実現する鍵となる。特に、IT、環境、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー等の分野では、多様なイノベーションが起こりつつあるため、その活用を幅広い分野に浸透させ、時代に適合した経済社会システムに変化させることで、生産性の大幅な向上が期待される。

（アジアと共に成長するメカニズム）

世界の成長センターであるアジアの成長力は、我が国の活力を高める大きな刺激となり得る。アジアと共に成長するメカニズムを強化し、さらには、アジアの中核国として、国際的な協業ネットワークや文化力に基づく融合的な市場の形成を主導することが必要である。

（新たな商品・サービスを生む消費市場）

⁴ ここでは、普通国債、地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の合計。ただし、2007年度（平成19年度）に交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計に承継される借入金を含む。

高感性・高品質を求める我が国の消費市場は、企業間の厳しい競争を通じて新たな商品・サービスを生み出している。今後、高齢化の中で成熟した消費者が増加し、高度化・多様化する消費者ニーズとそれにこたえる企業の開発努力とが、好循環を生み出すことが期待される。特に、健康・医療分野、教育・職業訓練分野、家事・子育て支援分野など、生活に直結したサービスへの消費需要が拡大するものと見られる。このような新たな商品・サービスを生む消費市場の実現の鍵となるのは、現在、規制等によって潜在的需要に十分に対応できていない非製造業の改革である。

(3) 改革の加速・深化

これらのチャンスを活かすためには、「戦後レジーム」を支えてきた官主導の経済社会システムから脱却し、自由と規律に支えられた経済社会システムへと移行することが不可欠である。制度疲労や現実とのミスマッチがありながら温存されてきた経済社会システムの下で、日本経済の潜在力は十分に活かされていない。しかしながら、必要となる諸改革は、これまで以上に強固な岩盤にぶつかり困難さを増している。グローバル競争の激化や、人口減少を考慮すれば、我が国が持続的な成長のシステムを構築するラストチャンスとも考えられる。新たな戦略の下で、改革への取組を加速・深化する必要がある。

第2章 目指す経済社会の姿

—「新成長経済」による活力あふれる社会—

ここでは、「新成長経済」の姿をより具体的に描くこととする。それは、①成長力の強化、②再チャレンジ可能な社会、③健全で安心できる社会、④21世紀にふさわしい行財政システム、の四本の柱で構成される。

(1) 成長力の強化

成長力の強化に向け、グローバルな市場の中で世界と共に成長するメカニズムを構築し、成長の鍵となる人材育成によってイノベーションを開花させる経済の仕組みをつくる。また、国主導ではなく広域経済圏に支えられた個性と活力にあふれた地域経済を構築していく。

(成長の加速)

人口が減少する中で、日本経済が安定的な成長を続けていくには、経済全体として生産性を大幅に上昇させなければならない。「進路と戦略」に沿った取組を行うことにより、日本経済を中長期的に新たな成長のステージへと引き上げ、今後5年間で「新成長経済」への移行を目指す。こうした努力により、今後5年間のうちに2%程度あるいはそれをかなり上回る実質成長率が視野に入ることが期待される。

(イノベーションの力で生産性を引き上げる)

技術、製品、サービス、ビジネス・モデル、社会の仕組みにおいて、イノベーションが生まれやすい経済社会を目指す。また、成長への寄与の大きいITについて、その活用を広範な分野で拡大・深化させるとともに、その基盤の高度化⁵を図っていくことで、経済全体の生産性を引き上げる。

そのためには、それに見合った経済社会システムに転換を図る必要がある。労働市場と消費市場にまたがる全般的な改革が必要である。労働市場においては、新たな技術に対応した人材の育成や技能の強化を図り、より生産性の高い分野への労働移動を容易にする必要がある。消費市場においては、サービス産業を中心にIT革新による恩恵を十分活用することを妨げている規制や慣行を排除するとともに、いわゆる官製市場の分野を始めとする規制改革などにより新規参入等を促していくことが

⁵ 2010年度までにブロードバンドのゼロ地域の解消、2011年の地上デジタル放送への完全移行等。

重要である。

同時に、制度インフラの整備によって、起業や設備投資を促進するとともに、研究開発及び、その研究開発の成果を社会に還元する制度改革を推進することが重要である（参考図表1 設備年齢の推移）。こうした取組により、製造業と非製造業を「双発の成長エンジン」とし、経済全体の生産性上昇率を一層高めていく（参考図表2 生産性（TFP）上昇率の推移）。

（オープンな経済システムの構築）

急成長するアジア経済の中で日本経済の存在感は依然として大きい（GDPのシェアで見ても47%程度（2005年（平成17年）））。日本がアジア等と連携して共に成長し、その発展をリードしていくために、「主張する経済外交」を展開する。

WTO等の多国間交渉において主導権を発揮し、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を目指す。また、EPA（経済連携協定）については、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、その体質強化の進捗に留意しつつ、取組を強化する。その結果、今後2年間でEPA締結国が少なくとも3倍に増加（12か国以上）していることが期待される（参考図表3 EPA（経済連携協定）の交渉等の状況）。

また、人、物、資金、文化、情報の国際的な流動性が高まる中、これらを引き付ける制度インフラの整備を進め、対日直接投資残高を国際的に遜色ない水準に引き上げることを念頭に置き、まずは2010年（平成22年）にGDP比で倍増（5%程度）させ（参考図表4 対外及び対日直接投資残高（GDP比）の推移）、内外の人、物、資金、文化、情報の集積を図る。さらに、観光立国を推進し、2010年（平成22年）までに訪日外国人旅行者数を1,000万人に拡大するとともに、主要な国際会議の開催件数を今後5年以内に5割以上伸ばすことを目指す。

（個性と活力にあふれる地域社会の構築）

地方の活力なくして国の活力はない。住民それぞれが誇りを持てる地域社会の構築は、「美しい国」の骨格をなすものである。地方分権と地方行財政改革を更に進めるとともに、自然環境を含む地域の資源を活用しつつ、地域の産業を振興し、個性と活力にあふれる地域社会の構築を目指す。あわせて、広域経済圏の形成を進め、道州制の検討を本格化させていく必要がある。

また、NPO、公益法人、社会的起業家、自治会などの「公」の担い

手の活動やネットワーク化を促進する環境整備を進めることにより、民間主導で地方を再生し、「豊かな公」を形成していくことが重要である（参考図表5 特定非営利活動法人認証数（累計）の推移）。

（２）再チャレンジ可能な社会

（働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会）

人生の各段階における働き方、学び方、暮らし方について、多様な選択肢が用意され、複線型の人生選択が可能となる経済社会を目指す。あわせて、国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を目指す。これによって、いわゆる勝ち組、負け組が固定せず、たとえ就職や事業に失敗しても、意欲と能力に応じて再チャレンジできるようにする。

（誰もが意欲と能力に応じ働くことのできる社会）

「人生80年」時代に対応して、働く意欲と能力を持つ高齢者が、年齢にかかわらず働くことができ、その機会が得られる社会を目指す。高齢者も多様な形で就労でき、70歳現役が可能な社会を構築する。

性別にかかわらず、仕事と生活の調和が可能な働き方ができる社会を目指す。女性にとっても働きやすい環境整備を一層進める。

また、ニートやフリーターが円滑に就労できる仕組みを構築し、2010年（平成22年）までにフリーターをピーク時の8割の水準まで減少させることを目指す。

さらに、障害者については、福祉的就労から一般雇用への移行を促進する。

これらを含め広範な取組により、高齢者、女性、若者、障害者の就業率を向上させる努力を行う。これにより、個々人のより豊かな生活の実現だけでなく、社会保障の支え手の増加にもつながる。

（新たなチャレンジへの支援）

新たな事業等への挑戦がより活発に行われる経済社会を目指す。我が国の開業率（開業企業数／総企業数）は、国際的に見て低い水準にあり、特に1990年代以降は3%台で低迷している（参考図表6 開業率の推移・国際比較）。これを欧米並みの10%程度を念頭に置き、着実に引き上げていくことが必要である。

また、多重債務の防止・救済、再起業や事業再生への取組を支援することで、一度失敗してもそこからの脱却を容易にする。

(3) 健全で安心できる社会

(持続可能で信頼できる社会保障制度の構築)

社会保障は、人生のリスクに対するセーフティネットである。自立の精神を大切にしつつ、分かりやすく親切で信頼でき、かつ持続可能な制度を構築する⁶ためには、受益と負担のバランスを常に点検し、その両面から見直しを図るとともに、経済・財政とバランスのとれたものとする必要がある。このため、自助・共助・公助の適切な役割分担の下、世代間の公平を図るとともに、サービスの質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストを低減させていく。

(「子育てフレンドリーな社会」と教育の再生)

子育ての素晴らしさ、家族の価値が社会全体に共有される中で、子どもを安心して生み、育てやすい環境が整備され、子育てと仕事が両立できる社会、すなわち「子育てフレンドリーな社会」を構築する。国の基本政策として、出生率の低下傾向（参考図表7 合計特殊出生率の推移・国際比較）の反転に向け、地方・企業等と一体となって少子化対策を強力かつ効果的に推進し、子育て家庭を社会全体で支援する。

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育を国民運動として推進する。

また、「美しい国」を実現する上で、教育はその重要な基礎をなすものである。新しい教育基本法の理念を踏まえ、家族、地域、国そして命を大切にする、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成に向け、教育再生に取り組む。

(世界の模範となる安全・安心な社会)

世界の模範となる安全・安心な国づくりを目指す。国民の安全と安心の確保は政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤でもある。

脱温暖化社会づくり、循環型社会の構築など環境問題への積極的な取

⁶ 社会保障給付費の国民所得比は、2006年度（平成18年度）の23.9%から2025年度（平成37年度）には26.1%に、社会保障に係る負担（保険料と公費）の国民所得比は、22.0%から26.5%に増加していくことが見込まれる（厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」（平成18年5月））。

組を進め、持続可能な社会の実現を図る。

(規律が機能する社会)

健全な市場社会の規律が働き、各経済主体がルールに従って公正に競争することについて、経済主体間の信頼関係が確立されてこそ、活発な経済活動が可能となる。また、努力が正当に報われてこそ、活力ある社会がつけられる。このような社会の基盤として、透明で規律の高い公正な市場を確立する。そのために、「規制から規律へ」の観点に立って官主導の規制社会から脱却する。

(4) 21世紀にふさわしい行財政システム

(時代に対応した行財政と政府の大きさ)

21世紀にふさわしい行財政システムの構築を目指し、行政機構の在り方、予算制度の在り方、税制の在り方等を包括的に見直す。

また、政府の大きさについては、「例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する」こととされており⁷、「進路と戦略」の期間中は、その上昇をできる限り抑制する⁸

(参考図表8 潜在的国民負担率(国民所得比)の推移・国際比較)。
国の資産の規模や公務員総人件費についても、長期的に圧縮する。

(地方分権と地方行財政改革)

真の地方分権を実現し、受益と負担を勘案して自らの判断と責任で行政サービスを選択する仕組みを構築する。このため、地方分権改革を強力に推進するとともに、例えば、人口20万人以上の自治体の半分を交付税に依存しない不交付団体とすることを目指すなど(参考図表9 人口20万人以上不交付団体数の現状)、権限・財政両面で地方の自立を進める。また、新たな再生制度を整備し、地方公共団体の財政に規律を働かせる。

(財政健全化)

経済成長を維持するためには、車の両輪として、財政健全化が不可欠

⁷ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)における記述。

⁸ 経済に占める政府の規模は、行財政改革の推進等によりやや低下している。しかし、今後とも社会保障費が増加するとともに、累増する政府債務の下で、金利動向如何では、公債の利払い費が急増し、そのために、政府の規模が急速に増大するおそれがある。

である。「基本方針2006」⁹に沿って、歳出・歳入一体改革を着実に推進し、まずは2011年度（平成23年度）には国・地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化させる（参考図表10 基礎的財政収支（GDP比）の推移）。また、2010年代半ばに向け、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する。

⁹ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）をいう。以下同じ。